

令和 7 年 7 月
大阪協栄信用組合

預金規定改定のお知らせ

このたび、下記のとおり預金規定の見直しを行い、定期預金商品の一部について、満期前に解約される場合の利息の計算方法を変更いたします。

これにより、解約される時期によっては、従来よりも高い中途解約利率が適用される場合があります。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

また、改定後の規定は、改定日以降、当組合ホームページにてご確認ください。

記

1. 対象となる預金規定

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金「M 型」規定(スーパー定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金「M 型」規定(スーパー定期)
- ・ 自由金利型定期預金規定(大口定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金「M 型」規定(「スーパー定期 7 年」、「スーパー定期10年」)

2. 主な改定内容

- ・ (満期日前の解約および利息)の条項に下記のとおり文言を追加。
「なお、預入期間に応じた利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。」

4.改定日

令和 7 年 7 月 28 日(月)

以上